

一般社団法人 高知県情報産業協会

定 款

平成27年5月26日施行
令和3年6月11日変更

一般社団法人高知県情報産業協会定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人高知県情報産業協会と称する。

(主たる事務所等)

第2条 この法人は、主たる事務所を高知県高知市に置く。

- 2 この法人は、理事会の決議により従たる事務所を必要な場所に設置することができる。
これを変更又は廃止する場合も同様とする。

第2章 目的及び事業

(目的)

第3条 この法人は、情報サービス産業技術の普及及び情報化に関する諸事業を行うことにより県内の産業の高度化を図るとともに、地域社会の情報化を促進し、もって県民生活の向上に寄与することを目的とする。

(事業)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 地域情報化の推進並びに情報産業に関する知識の普及・啓発及び情報の提供に関する事業
- (2) 情報関連技術の利用の促進に関する事業
- (3) 情報関連技術に係る人材育成及び交流促進に関する事業
- (4) 地域情報化の推進及び情報産業の発展のための調査研究に関する事業
- (5) 地域情報化の推進及び県内産業の高度化を推進するための諸事業の受託
- (6) 前各号に掲げるもののほか、この法人の目的を達成するために必要な事業

第3章 会員

(種別)

第5条 この法人に次の会員を置く。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人又は団体
 - (2) 賛助会員 この法人の事業を賛助するため入会した個人又は団体
 - (3) 特別会員 この法人の目的に賛同し、前条に掲げる事業の推進を援助するため入会した公的な個人又は団体
- 2 前項の正会員をもって一般社団法人及び一般財団法人に関する法律（以下「一般法人法」という。）上の

社員とする。

(入会)

第6条 この法人に入会を希望するものは、理事会の定める入会申込書を会長に提出し、理事会の承認を受けなければならない。

2 正会員及び賛助会員が法人又は団体の場合にあつては、この法人に対する代表者として、その権利を行使する者（以下「会員代表者」という。）を定め会長に届け出なければならない。

3 特別会員については、前述の手続きを要しない。

(入会金及び会費)

第7条 正会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

2 賛助会員は、総会において別に定める賛助会費を納入しなければならない。

3 特別会員は、入会金及び会費を納めることを要しない。

(会員資格の喪失)

第8条 会員が次の各号のいずれかに該当するときは、その資格を喪失する。

(1) 退会したとき。

(2) 後見開始の審判又は保佐開始の審判を受けたとき又は破産の宣告を受けたとき。

(3) 死亡し、若しくは失跡宣告を受け又は会員である団体が消滅したとき。

(4) 正当な理由がなく会費を1年以上滞納し、かつ催告に応じないとき。

(5) 除名されたとき。

(退会)

第9条 会員は、理事会において別に定める退会届を提出することにより、任意にいつでも退会することができる。ただし、届出は、退会を希望する日から1月前までにしなければならない。

(除名)

第10条 会員が、次の各号のいずれかに該当する場合には、総会の決議によって当該会員を除名することができる。この場合、その会員に対し、総会の1週間前までに、理由を付して除名する旨を通知し、決議の前に弁明の機会を与えなければならない。

(1) この法人の定款又は規則に違反したとき。

(2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。

(3) その他の除名すべき正当な事由があるとき。

(会員資格喪失に伴う権利及び義務)

第11条 会員が第8条の規定によりその資格を喪失したときは、この法人に対する会員としての権利を失い、

義務を免れる。正会員については、一般法人法上の社員としての地位を失う。ただし、未履行の義務は、これを免れることはできない。

2 この法人は、会員がその資格を喪失しても、既納の入会金、会費その他の拠出金品は、これを返還しない。

第4章 総会

(種類)

第12条 総会は、定時総会及び臨時総会の2種とする。

(構成)

第13条 総会は、すべての正会員をもって構成する。ただし、賛助会員及び特別会員の出席を妨げない。

2 前条の総会をもって一般法人法上の社員総会とする。

(権限)

第14条 総会は、次の事項を決議する。

- (1) 入会の基準並びに会費及び入会金の金額
- (2) 会員の除名
- (3) 役員を選任及び解任
- (4) 定款その他規程の変更
- (5) 各事業年度の事業報告及び決算の承認
- (6) 理事及び監事の報酬の額又はその規程
- (7) 解散及び残余財産の処分
- (8) 前各号に定めるほか、一般法人法に規定する事項及びこの定款に定める事項

(開催)

第15条 定時総会は、毎年1回、毎事業年度終了後3ヶ月以内に開催する。

2 臨時総会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。

- (1) 理事会において開催の決議がなされたとき。
- (2) 正会員の5分の1以上から、会議の目的である事項及び招集の理由を記載した書面又は電磁的方法により、招集の請求があったとき。

3 定時総会及び臨時総会は、書面又は電磁的方法でも開催することができる。

(招集)

第16条 総会は、法令に別段の定めがある場合を除き、理事会の決議に基づき会長が招集する。ただし、すべての正会員の同意がある場合には、書面又は電磁的方法による議決権の行使を認める場合を除き、その招集

手続を省略することができる。

2 会長は、前条第2項第2号の規定により請求があったときは、請求のあった日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集する場合には、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第17条 総会の議長は、会長がこれに当たる。会長に事故等による支障があるときは、その総会において、出席した正会員の中から議長を選出する。

(定足数)

第18条 総会は、正会員の過半数の出席がなければ開催することができない。

(議決権)

第19条 総会における議決権は正会員1名につき1個とする。

(決議)

第20条 総会の決議は、法令又はこの定款に別段の定めがある場合を除き、総正会員数の議決権の過半数を有する正会員が出席し、出席した正会員の過半数の同意をもって決する。

2 前項の規定にかかわらず、次の決議は、総会において、総正会員の3分の2以上に当たる多数をもって行う。

- (1) 会員の除名
- (2) 監事の解任
- (3) 役員の一部免除
- (4) 定款の変更
- (5) 事業の譲渡
- (6) 年度をまたぐ長期借入金
- (7) 解散
- (8) その他法令で定めた事項

3 理事又は監事を選任する議案を決議するに際しては、候補者ごとに第1項の決議を行わなければならない。理事又は監事の候補者の合計数が第24条に定める員数を上回る場合には、過半数の賛成を得た候補者の中から得票数の多い順に定数の枠に達するまでの者を選任することとする。

(書面又は電磁的方法による議決権行使)

第21条 総会に出席できない正会員は、議決権行使書をもって議決権を行使することができる。この場合における第18条及び前条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議決権の代理行使)

第22条 正会員は、委任状その他の代理権を証明する書面（電磁的方法を含む）を理事長に提出して、代理人によって議決権を行使することができる。この場合における第18条及び第20条の規定の適用については、その正会員は出席したものとみなす。

(議事録)

第23条 総会の議事については、次の事項を記載した、議事録を作成する。

- (1) 総会の日時及び場所
- (2) 正会員の現在数
- (3) 総会に出席した会員の数（書面又は電磁的方法による表決者及び表決委任者を含む。）
- (4) 決議事項
- (5) 議事の経過の概要及びその結果
- (6) 議事録署名人の選任に関する事項
- (7) その他一般社団法人及び一般財団法人に関する法律施行規則第11条第3項及び第4項に定める事項

2 議事録には、議長及びその総会において選任された議事録署名人2人以上が、署名し、押印をしなければならない。

第5章 役員

(役員の設定)

第24条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 9人以上16人以内
- (2) 監事 2人

2 理事のうち、1人を会長と、2人を副会長とする。また、専務理事、常務理事を置くことができる。

3 前項の会長をもって一般法人法上の代表理事とし、副会長、専務理事及び常務理事をもって、一般法人法第91条第1項第2号の業務執行理事とする。

(役員を選任等)

第25条 理事及び監事は、総会の決議によって選任する。

2 会長、副会長、専務理事及び常務理事は、理事会の決議によって、理事の中から選定する。

3 理事及び監事は、相互に兼ねることはできない。

4 理事のうち、理事のいずれかの1名とその配偶者又は3親等内の親族その他特別の関係にある者の合計数は、理事総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

5 他の同一の団体（公益法人を除く。）の理事又は使用人である者その他これに準ずる相互に密接な関係に

ある者である理事の合計数は、理事の総数の3分の1を超えてはならない。監事についても、同様とする。

6 役員は複数の業界関係者から選任しなければならない。

7 役員に異動があったときは、2週間以内に登記しなければならない。

(理事の職務及び権限)

第26条 理事は、理事会を構成し、法令及びこの定款に定めるところにより、この法人の職務を執行する。

2 会長は、この法人を代表し、その業務を執行する。

3 副会長は、会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長に事故があるとき又は会長が欠けたときは、理事会が予め決定した順序によって、その業務執行に係る職務を代行する。

4 専務理事は、会長及び副会長を補佐し、この法人の業務を執行する。また、会長及び副会長に事故があるとき又は会長及び副会長が欠けたときは、会長の業務執行に係る職務を代行する。

5 常務理事は、この法人の常務を執行する。また、専務理事に事故があるとき又は専務理事が欠けたときは、その職務を代行する。

(監事の職務及び権限)

第27条 監事は、次に掲げる職務を行う。

(1) 理事の職務執行の状況を監査し、法令で定めるところにより、監査報告を作成すること。

(2) この法人の業務及び財産の状況を調査すること、並びに各事業年度に係る計算書類及び事業報告等を監査すること。

(3) 総会及び理事会に出席し、意見を述べること。

(4) 理事が不正の行為をし、若しくはその行為をするおそれがあると認めるとき、又は法令若しくは定款に違反する事実若しくは著しく不当な事実があると認められるときは、これを総会及び理事会に報告すること。

(5) 前号の報告をするため必要があるときは、会長に理事会の招集を請求すること。

(6) 理事が総会に提出しようとする議案、書類その他法令で定めるものを調査し、法令若しくは定款に違反し、又は著しく不当な事項があると認めるときは、その調査の結果を総会に報告すること。

(7) 理事がこの法人の目的の範囲外の行為その他法令若しくは定款に違反する行為をし、またはその行為をするおそれがある場合において、その行為によってこの法人に著しい損害が生じるおそれがあるときは、その理事に対し、その行為をやめることを請求すること。

(8) その他監事に認められた法令上の権限を行使すること。

(役員任期)

第28条 役員任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、第24条に定める定数に足りなくなるときは、辞任又は任期満了の後においても、新たに選任

された者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(役員解任)

第29条 理事及び監事は、総会の決議によって解任することができる。

(役員報酬等)

第30条 役員は無報酬とする。ただし、常勤の役員は、有給とすることができる。

2 役員には、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

3 前2項に関し必要な報酬等は、総会において定める総額の範囲内で、定める報酬等の支給の基準に従って算定した額を、報酬等として支給することができる。

(顧問及び相談役)

第31条 この法人に、顧問及び相談役を置くことができる。

2 顧問及び相談役は、理事会の承認を得て会長が委嘱する。

3 顧問は、会長の諮問に応え、この法人の運営に関して意見を述べることができる。

4 相談役は、会長の諮問に応え、この法人の事業に関して意見を述べることができる。

5 顧問及び相談役の任期は、選任後2年以内に終了する事業年度のうち、最終のものに関する定時総会の終結の時までとする。ただし、再任を妨げない。

6 顧問及び相談役は、無報酬とする。ただし、その職務を行うために要する費用の支払いをすることができる。

(役員損害賠償責任の一部免除)

第32条 この法人は、役員一般法人法第111条第1項の賠償責任について、法令に定める要件に該当する場合には、理事会の決議によって、賠償責任額から法令に定める最低責任限度額を控除して得た額を限度として免除することができる。

第6章 理事会

(構成)

第33条 この法人に理事会を置く。

2 理事会は、すべての理事をもって構成する。

(権限)

第34条 理事会は、この定款に別に定めるもののほか、次の職務を行う。

(1) 総会の日時及び場所並びに議事に付すべき事項の決定

(2) 規則の制定、変更及び廃止に関する事項

- (3) 前各号に定めるもののほかこの法人の業務執行の決定
- (4) 理事の職務の執行の監督
- (5) 会長、副会長、専務理事及び常務理事の選定及び解職

(種類及び開催)

第35条 理事会は、通常理事会及び臨時理事会の2種とする。

- 2 通常理事会は、毎年1回、毎事業年度終了後の総会前に開催する。
- 3 臨時理事会は、次の各号のいずれかに該当する場合に開催する。
 - (1) 会長が必要と認めたとき。
 - (2) 会長以外の理事から会議の目的である事項を記載した書面又は電磁的方法をもって会長に招集の請求があり、会長が招集したとき。
 - (3) 会長以外の理事から請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合において、その請求をした理事が招集したとき。
 - (4) 監事が必要と認めて会長に招集の請求があり、会長が招集したとき。
 - (5) 監事から招集の請求があった日から5日以内に、その請求のあった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知が発せられない場合に、その請求をした監事が招集したとき。
- 4 通常理事会及び臨時理事会は、書面又は電磁的方法でも開催することができる。

(招集)

第36条 理事会は、会長が招集する。ただし、前条第3項第3号により理事が招集する場合及び同項第5号により監事が招集する場合を除く。

- 2 会長は、会長以外の理事又は監事から会長に招集の請求があった時、その請求があった日から5日以内に、その請求があった日から2週間以内の日を理事会の日とする理事会の招集の通知を発しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した書面又は電磁的方法をもって、少なくとも開催日の7日前までに通知しなければならない。

(議長)

第37条 理事会の議長は、法令に別段の定めがある場合を除き、会長がこれに当たる。

(定足数)

第38条 理事会は、理事の過半数の出席がなければ開催することができない。

(決議)

第39条 理事会の議事は、決議について特別の利害関係を有する理事を除く出席した理事の過半数の同意を

もって決する。

2 前項の規定にかかわらず、一般法人法第96条の要件を満たしたときは、理事会の決議があったものとみなす。

(議事録)

第40条 理事会の議事については、法令で定めるところにより、議事録を作成する。

2 会長及び監事は、前項の議事録に署名し又は記名押印若しくは電子署名をしなければならない。

第7章 資産及び会計

(事業年度)

第41条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び収支予算)

第42条 この法人の事業計画書、収支予算書並びに資金調達及び設備投資の見込みを記載した書類については、毎事業年度の開始の日の前日までに、会長が作成し、理事会の決議を経て、総会に提出し、承認を受けなければならない。これを変更する場合も、同様とする。

(事業報告及び決算)

第43条 この法人の事業報告及び決算については、毎事業年度終了後3ヶ月以内に、会長が次の書類を作成し、監事の監査を受けた上で、理事会の承認を受けなければならない。

- (1) 事業報告
- (2) 事業報告の附属明細書
- (3) 貸借対照表
- (4) 損益計算書(正味財産増減計算書)
- (5) 貸借対照表及び損益計算書(正味財産増減計算書)の附属明細書

2 前項の承認を受けた書類のうち、第1号、第3号及び第4号の書類については、定時総会に提出し、第1号の書類についてはその内容を報告し、その他の書類については承認を受けなければならない。

3 第1項の書類のほか、次の書類を主たる事務所に5年間備え置き、一般の閲覧に供するとともに、定款及び会員名簿を主たる事務所に備え置き、一般の閲覧に供するものとする。

- (1) 監査報告
- (2) 理事及び監事の名簿
- (3) 理事及び監事の報酬等の支給の基準を記載した書類
- (4) 運営組織及び事業活動の状況の概要及びこれらに関する数値のうち重要なものを記載した書類

(長期借入金)

第44条 この法人が資金の借入れをしようとするときは、その事業年度の収入をもって償還する短期借入金を除き、総会の決議を得なければならない。

第8章 定款の変更、解散及び清算

(定款の変更)

第45条 この定款は、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議をもって変更することができる。

(解散)

第46条 この法人は、一般法人法第148条第1号、第2号及び第4号から第7号までに規定する事由によるほか、総会において、総正会員の半数以上であって、総正会員の議決権の3分の2以上に当たる多数の決議により解散することができる。

(残余財産の帰属等)

第47条 この法人が清算をする場合において有する残余財産は、総会の決議を経て、公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律第5条第17号に掲げる法人又は国若しくは地方公共団体に贈与するものとする。

2 この法人は、剰余金の分配を行わない。

第9章 公告の方法

(公告の方法)

第48条 この法人の公告は電子公告により行う。

2 事故その他、やむを得ない事由によって電子公告をすることができない場合は、官報に掲載する方法により行う。

第10章 委員会

(委員会)

第49条 この法人の事業を推進するために必要あるときは、理事会は、その決議により、委員会を設置することができる。

2 委員会の設置及び廃止は、理事会において議決する。

3 委員会は、委員をもって構成する。

4 委員は、会員及び学識経験者のうちから、理事会が選任する。

5 委員会に委員長及び副委員長をおき、委員長及び副委員長は、理事会の推薦により会長が委嘱する。

- 6 委員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。
- 7 委員会に関し必要な事項は、理事会の決議により定める。

第11章 事務局

(設置等)

第50条 この法人の事務を処理するため、事務局を設置する。

- 2 事務局には、事務局長及び所要の職員を置く。
- 3 事務局長及び重要な職員は、会長が理事会の承認を得て任免する。
- 4 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、会長が理事会の決議により別に定める。

(書類及び帳簿の整備)

第51条 事務所には、常に、次に掲げる書類及び帳簿を整備しておかなければならない。

- (1) 定款
 - (2) 会員名簿及び会員の異動に関する書類
 - (3) 許可、認可等に関する書類
 - (4) 登記に関する書類
 - (5) 役員及び職員の名簿及び履歴書並びに役員の就任承諾書
 - (6) 定款に定める機関の議事に関する書類
 - (7) 資産、負債及び正味財産の状況を示す書類
 - (8) 収入及び支出に関する帳簿及び証拠書類
 - (9) 事業計画及び収支予算書
 - (10) 前各号に掲げるもののほか必要な書類及び帳簿
- 2 前項各号の帳簿及び書類等の閲覧については、法令に定めるほか、次条第2項に定める情報公開規程によるものとする。

第12章 情報公開及び個人情報の保護

(情報公開)

第52条 この法人は、公正で開かれた活動を推進するため、その活動状況、運営内容、財務資料等を積極的に公開するものとする。

- 2 情報公開に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める情報公開規程による。

(個人情報の保護)

第53条 この法人は、業務上知り得た個人情報の保護に万全を期するものとする。

- 2 個人情報の保護に関する必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

第13章 補 則

(委任)

第54条 この定款に定めるもののほか、この法人の運営に必要な事項は、理事会の決議により別に定める。

(特別の利益の禁止)

第55条 この法人は、この法人に財産の贈与若しくは遺贈をする者、この法人の役員若しくは正会員又はこれらの親族等に対し、施設の利用、金銭の貸付け、資産の譲渡、給与の支給、役員等の選任、その他財産の運用及び事業の運営に関して特別の利益を与えることができない。

附 則

- 1 この定款は、一般社団法人及び一般財団法人に関する法律及び公益社団法人及び公益財団法人の認定等に関する法律の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（以下「整備法」という。）第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める一般法人の設立の登記の日から施行する。
- 2 整備法第121条第1項において読み替えて準用する整備法第106条第1項に定める特例民法法人の解散の登記と、一般法人の設立の登記を行ったときは、第41条の規定にかかわらず、解散の登記の日の前日を事業年度の末日とし、設立の登記の日を事業年度の開始日とする。
- 3 この法人の最初の会長は、加藤稔、副会長は、上田健一、国久清司とする。
- 4 この規則は、平成27年5月26日から施行する。
- 5 変更後の定款の規定は平成27年5月26日から適用する。